

## 阿見町道路里親制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町が管理する道路において、地域の良好なコミュニティの形成に寄与することを目的に、地域住民団体による環境美化等に関するボランティア活動（以下「里親」という。）を町が支援する道路里親制度について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、里親とは、町との合意に基づき、次条に定める活動を行うものとして5人以上で構成された地域住民団体であって、かつ、当該活動に係る道路が所在する行政区の区長が承認したものをいう。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

### (活動内容)

第3条 里親は、里親となる道路の良好な環境を維持するために必要な活動（阿見町が主催する清掃事業等は除く。）を一年間に4回以上行うものとし、その活動は、第1号から第3号までの規定に掲げるものを基本として、その他里親の活動方針に応じて第4号又は第5号までの規定に掲げるものとする。

- (1) 道路における清掃及び環境美化活動
- (2) 道路における除草
- (3) 道路における設備等の点検及び危険個所等の情報提供
- (4) 道路里親制度及び道路愛護思想の普及
- (5) その他道路の良好な環境の維持に関し必要な活動

### (里親活動を実施できる道路)

第4条 里親活動を実施できる道路は、道路敷の幅員が6メートルを超える舗装済みの道路で、活動延長が100メートル以上のものとする。ただし、作業時の安全確保が困難な道路は、この限りではない。

2 同一の路線箇所においては、複数の里親が活動することはできない。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

### (里親の申込み)

第5条 里親の認定を受けようとする団体は、その代表者を定め、阿見町道路里親認定申込書（様式第1号）に参加者名簿（様式第2号）及び年間事業計画書（様式第3号）を添えて、町長に提出するものとする。

(協定の締結)

第6条 町長は、前条の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適切であると認めたときは、阿見町道路里親活動に関する協定書（様式第4号）により申込み団体と協定を締結し、その協定締結によって里親と認定する。

- 2 里親は、認定を受けた年度の翌年度以降も里親の認定を受けようとするときは、年度の当初に当該年度の里親活動に係る参加者名簿及び年間事業計画書を町長に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 協定の内容を変更する必要が生じたときは、双方協議のうえ、協定内容を変更することができる。
- 4 町長は、里親が第1項の協定書の内容を履行しないとき又は協定内容を逸脱したときは、協定内容に基づく活動を行うよう指導又は助言をすることができる。

(報告)

第7条 里親は、事業が完了したときは、町長に年間事業報告書（様式第5号）を提出するものとする。

- 2 里親は、その活動中に事故が発生したときは、速やかに町長に事故報告書（様式第6号）を提出するものとする。

(里親の変更等)

第8条 里親は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに阿見町道路里親協定内容変更届出書（様式第7号）に必要な資料を添付して町長に届け出なければならない。ただし、第3号又は第4号に関する軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 里親の名称又は代表者に変更があったとき。
- (2) 活動の対象である道路を変更しようとするとき。
- (3) 里親活動の内容を変更しようとするとき。
- (4) 参加者又は年間事業計画を変更しようとするとき。

(里親の解消等)

第9条 里親は、町との協定を解消し、里親としての活動を止めようとする場合は、あらかじめ阿見町道路里親認定解除申出書（様式第8号）を提出するものとし、町長は、その内容が適切であると認められるときは、里親の認定を解除するものとする。

- 2 町長は、里親が第6条第4項の指導又は助言に従わないときは、阿見町道路里親認定解除通知書（様式第9号）により里親の認定を解除することができる。

(里親への支援)

第10条 町長は、里親の活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 里親のボランティア保険等の加入
- (2) 里親の名称を記載した表示板の作成及び設置
- (3) 阿見町道路里親補助金交付要綱（平成26年阿見町告示第61号）に基づく補助金の交付

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。